

## 90%を超えるに至ったことについての正当な理由の取扱いについて

(平成18年10月3日付け「鳥取県版介護保険インフォメーションNO. 18」)

平成26年11月5日改正

- 1 居宅介護支援事業所の通常の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

### 【補足】

①通常の実施地域内に事業所は5事業所あるが、同一法人事業所が多数を占めている場合については、同一法人複数事業所数=1事業所として再度算定する。

- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である

- 3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

### 【補足】

①1月当たりの平均居宅サービス計画件数は20件を超えるが、90%を超えたサービス種類の計画件数が20件以下であるなど極めて少数である場合。

- 4 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業所に集中していると認められる場合

### 【補足】

サービス事業所が次の場合は、質の高いものとして認める。

- ①訪問介護における特定事業所加算を受けている事業所
- ②併設の介護予防通所介護事業所で、評価加算を受けている事業所
- ③サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案し計画に位置付けたサービス事業所において、利用者の半数以上が他の居宅介護支援事業所（同一法人は除く。）で計画された利用者である場合。